

青森県報

第四千百五十五号

平成二十八年
六月三日
(金曜日)

目次

規 則

青森県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則……………	(労政・能力 開発課)	… 一
青森県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則……………	(同)	… 一

告 示

青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる図書類の指定……………	(青少年 男女共 参画 課)	… 二
難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の名称の変更の届出……………	(保健衛生課)	… 二
難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定の辞退……………	(同)	… 二
難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の指定の辞退……………	(同)	… 三
難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の指定の取消し……………	(同)	… 三
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………	(障害福祉課)	… 三
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出……………	(同)	… 四
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………	(同)	… 四

出先機関

土地改良区の役員の就任及び退任…………… (上北地域
県民局) …… 四

公安委員会

電子計算機等賃貸借契約に係る一般競争入札…………… (会計課) …… 四

規 則

青森県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十三号

青森県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則

青森県職場適応訓練委託規則(昭和三十八年十一月青森県規則第八十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第二十条」を「第二十二条」に改め、同条第四号中「幼稚園及び小学校」を「幼稚園(特別支援学校の幼稚部を含む。)及び小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十四号

青森県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則

青森県職業訓練手当支給規則(昭和四十一年十月青森県規則第七十八号)の一部を

次のように改正する。

第三条第一項第一号中「第二十條」を「第二十二條」に改め、同項第四号中「幼稚園及び小学校」を「幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）及び小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第百九十三号

青森県青少年健全育成条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号）第十二条第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成二十八年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定番号	種別	名 称	発行者（製作者）名	該当条項
一三二八	書籍	恋愛宣言PINKY VOL.三六	秋水社	青森県青少年健全育成条例第十二条第一項第一号及び第一号該当
一三二九		DVD June VOL.一九	コンボジラ	
一三〇〇		miniSUGAR	秋水社	
一三二二		麗人	竹書房	
一三二三		裏モノJAPAN	鉄人社	
一三二三		実話ナックルズ	ミリオン出版	

青森県告示第百九十四号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第十九条の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第二十四条第二号の規定により公示する。

平成二十八年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	所 在 地	変更年月日
変更前	独立行政法人労働者健康福祉機構青森労災病院	八戸市大字白銀町字南ヶ丘一	平成二六・四・一
変更後	独立行政法人労働者健康安全機構青森労災病院	八戸市是川四丁目二の四	"
変更前	ケイ薬局是川店	八戸市是川四丁目二の四	"
変更後	アイセイ薬局是川店	八戸市大字大久保字西ノ平二五の二二九	"
変更前	こまつや薬局	八戸市大字大久保字西ノ平二五の二二九	"
変更後	アイセイ薬局東八戸店	八戸市大字大久保字西ノ平二五の二二九	"
変更前	アイセイ薬局大間店	下北郡大間町大字大間字大間平二〇の一五七	"

青森県告示第百九十五号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第二十條の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第二十四条第三号の規定により公示する。

平成二十八年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	医療法人尚友会白戸胃腸科 外科医院	所 在 地	五所川原市字栄町六四の一	指定 年月日	平成 二六・三三
	有限会社えびな調剤薬局		五所川原市字栄町七〇の一		"
	医療法人啓友会きどくり 二ツク		八戸市白銀三丁目六の一		二六・四三
	八戸調剤薬局センター		八戸市小中野二丁目一の七		"
	たむら薬局浜通り店		八戸市白銀三丁目六の一四		二六・五六

青森県告示第三百九十六号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十条第一項の規定により、次の指定医がその指定を辞退したので、同令第二十一条第三号の規定により公表する。

平成二十八年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

区 指定医の 分 氏 名	佐藤 重美	主として指定難病の診断 を行う医療機関	名 称	一部事務組 合下北医療 センターむ つ総合病院	所 在 地	むつ市小川町一 丁目二の八	担 当 科 名	産科、 婦人科	指 定 辞 退 年 月 日	平成 二六・四一
-----------------	-------	------------------------	-----	----------------------------------	-------	------------------	------------------	------------	---------------------------------	-------------

青森県告示第三百九十七号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十条第四項の規定により、次の指定医についてその指定を取り消した

ので、同令第二十一条第三号の規定により公表する。

平成二十八年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

区 指定医の 分 氏 名	氏 名	主として指定難病の診断 を行う医療機関	名 称	一部事務組 合下北医療 センターむ つ総合病院	所 在 地	弘前市立病 院 弘前市大字大 三丁目八の一	担 当 科 名	神経内科	指 定 消 滅 年 月 日	平成 二六・五二四
医 難病指定	中村 桂子									
医 難病指定	立田 哲也									
医 難病指定										

青森県告示第三百九十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十八年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	サンケア薬局南類家店	所 在 地	八戸市南類家二丁目一七の三〇	指 定 年 月 日	平成 二六・六一
	調剤薬局ツルハドラッグ福 地南部店		三戸郡南部町大字苦米地字白山堂一の 二		"
	訪問看護ステーション デューン青森		青森市長島二丁目一六の二 岩淵ビル 二階		"

青森県告示第百二十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）から所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第六十九条第二号の規定により公示する。

平成二十八年六月三日

青森県知事 三村 申 吾

区分	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
変更前	八戸調剤薬局センター	八戸市小中野二丁目一の七	平成 三〇・五・一
変更後		八戸市小中野二丁目四の五四 メゾンビル一階	

青森県告示第四百号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成二十八年六月三日

青森県知事 三村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
たむら薬局浜通り店	八戸市白銀三丁目六の一四	平成 三〇・五・六

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、榎林土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十八年六月三日

上北地域県民局長 山 田 裕

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理 事	中 嶋 博 隆	上北郡七戸町字花松林ノ根二八の三	平成 三〇・五・三 就任
"	榎 林 文 昭	字 竿 打 川 原 三 四 一	"
"	荒 木 田 幸 之 丞	字 榎 林 家 ノ 前 一 〇	"
"	中 村 助 定	六 六 一 一	"
"	森 田 憲 定	字 二 ツ 森 家 ノ 下 八 六	"
"	附 田 茂	字 塚 長 根 二 〇 一	"
監 事	附 田 正 芳	字 貝 塚 家 ノ 前 三 五	"
"	中 嶋 博 隆	字 花 松 林 ノ 根 二 八 三	三〇・五・三 退任
理 事	榎 林 文 昭	字 竿 打 川 原 三 四 一	"
"	荒 木 田 幸 之 丞	字 榎 林 家 ノ 前 一 〇	"
"	中 村 助 定	六 六 一 一	"
"	森 田 憲 定	字 二 ツ 森 家 ノ 下 八 六	"
"	附 田 茂	字 塚 長 根 二 〇 一	"
監 事	附 田 正 芳	字 貝 塚 家 ノ 前 三 五	"

公 安 委 員 会

電子計算機等賃貸借契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十

二年政令第十六号) 第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十八年六月三日

青森県警察本部長 大 塚 泰 博

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における設置、保守、撤去等を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

電子計算機等(総合運転者管理システム等対象業務機器) 一式

二 賃貸借期間

平成二十八年十月一日から平成三十三年九月三十日まで(ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があつた場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。)

三 設置場所等

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十六年六月二十七日青森県告示第五百二十七号(物品等の競争入札参加資格)の一、平成二十七年一月三十日青森県告示第五十八号(物品等の競争入札参加資格)の一又は平成二十八年二月十日青森県告示第八十八号(物品等の競争入札参加資格)の一のいずれかの規定により、OA機器の賃貸借契約及び電子計算組織に係るソフトウェア賃貸借契約についてAの等級に格付された者であること。

3 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者若しくはこれに準ずる者であるとして地方公共団体発注業務等から排除要請があり、当該排除要請が継続している者でないこと。

5 納入する機器等について、青森県警察本部で示した仕様を満たすこと及び保守体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札に参加しようとする者は、申請書に係る書類を添えて、平成二十八年六月三十日までに青森県警察本部長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市新町二丁目三の一
青森県警察本部会計課調度係
電話 〇一七 七三三 四二一一

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市新町二丁目三の一
青森県警察本部会計課調度係
電話 〇一七 七三三 四二一一

2 入札書の提出期限
平成二十八年七月十四日 午前十一時

3 開札の場所及び日時
青森市新町二丁目三の一
青森県警察本部 会計課会議室
平成二十八年七月十四日 午前十一時十五分

七 入札保証金に関する事項
青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号) 第三百三十二条第一項第二号の規定により免除とする。

八 契約保証金に関する事項
賃貸借期間中初年度の契約金額(翌年度以降は各年度ごとの契約金額)の百分の五以上の金額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、その全部

八 契約保証金に関する事項
賃貸借期間中初年度の契約金額(翌年度以降は各年度ごとの契約金額)の百分の五以上の金額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、その全部

八 契約保証金に関する事項
賃貸借期間中初年度の契約金額(翌年度以降は各年度ごとの契約金額)の百分の五以上の金額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、その全部

八 契約保証金に関する事項
賃貸借期間中初年度の契約金額(翌年度以降は各年度ごとの契約金額)の百分の五以上の金額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、その全部

又は一部の納付を免除することとし、翌年度以降の各年度についても同様とする。

1 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

2 過去二年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じとする契約を二回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

九 契約書の取り交わし時期

落札決定の日から七日以内

十 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札説明書により義務付ける入札者の義務を果たさない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち六か月分に相当する金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載することとする。

4 契約金額

落札価格をもって平成二十八年度の契約金額とする。ただし、平成二十九年度から平成三十二年度までの各年度の契約金額は落札価格に十二を乗じた額を六で除して得た額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とし、平成三十三年度の契約金額は落札価格に六を乗じた額を六で除して得た額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be leased:

(1) Electronic Computer hardware and software

(2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation

2 Time limit for tender:

11:00 A.M. July 14, 2016

3 Contact point for the notice:

Supply Section
Finance Division,
Aomori Prefectural Police HQ
2-3-1 Shinmachi
Aomori City, Aomori 030-0801
Japan
TEL 017-723-4211

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭